

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

事業名 空家対策支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家対策推進係 電話番号：058-272-1111 (内 3658)

E-mail：c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 80,000千円 (前年度予算額：80,000千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	80,000	90	0	0	0	0	0	0	79,910
要求額	80,000	90	0	0	0	0	0	0	79,910
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内の空き家数は、平成5年には62,000戸であったが、平成30年には139,000戸と、この25年間で2倍超の増加となっている。そのため、利活用可能な空き家の改修や、利活用困難又は所有者不明の空き家の除却等により、周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家の増加を抑制する必要がある。

そこで、市町村が空き家の利活用や状況調査、除却といった空き家等対策を実施する場合に、市町村の財政的負担を軽減するため、支援を行う。

【参考】 県内の空き家率：15.6% (全国 13.6%)

(2) 事業内容

市町村が行う以下の事業に要する経費に対して、県が補助を行う。

- 総合整備事業 (空き家の利活用、空き家の状況調査、情報発信強化)
 - ・市町村単独補助事業による空き家の利活用に関する事業 (取得、改修)
 - ・市町村単独補助事業による既存住宅状況調査
 - ・市町村が自ら行う既存住宅状況調査
 - ・市町村が自ら行う啓発や空き家バンクを通じた情報発信等の事業
- 除却費支援事業
 - ・市町村単独補助事業による空き家等を除却する事業

- ・市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行により空き家を除却する事業

○空家等実態把握支援事業

- ・市町村が社会資本整備総合交付金を活用して行う、空家等対策計画の策定等に必要となる空家等の実態把握調査のうち空家等の状態調査

(3) 県負担・補助率の考え方

○総合整備事業（空き家の利活用）（一般財源 100%）

- ・補助対象事業費の 1/3 を県から助成（県の定める移住者等を対象に市町村制度の拡充等をした場合は 1/2 へ引き上げ）

○総合整備事業（空き家の状況調査）（一般財源 55%、国庫（社総金）45%）

- ・所有者が調査する場合の市町村の単独助成費用の 1/3 又は市町村が自ら調査する場合の費用の 1/3

○総合整備事業（情報発信強化）（一般財源 100%）

- ・補助対象事業費の 1/3 を県から助成

○除却費支援事業（一般財源 100%）

- ・補助対象事業の 1/3 を県から助成（新たに補助制度を開始した年度は 1/2 へ引き上げ。その後は前年度の除却実績が市町村空家等対策計画に基づく年間除却目標の 50% 超である場合に 1/2 へ引き上げ。）

○空家等実態把握支援事業（一般財源 100%）

- ・原則として市町村が国の交付金又は補助金の活用を要件に市町村負担分（50/100）の 1/2 を助成

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	46,000	空家総合整備事業（空き家の利活用、状況調査、情報発信強化）
補助金	27,500	空家等除却費支援事業
補助金	6,500	空家等実態把握支援事業補助金
合計	80,000	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	空家対策支援補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由） 空家特措法により、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが市町村の責務と定められている。
補助事業の概要	【目的】 空家の利活用及び状況調査、危険な空家の除却 （内容） 市町村が行う空き家の利活用等及び除却に関する事業に対する補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） 市町村単独補助事業（総合整備）：事業費の 1/3 以内 市町村実施事業（総合整備）：事業費の 1/3 以内 市町村実施事業（除却）：新たに補助制度を開始した年度は補助対象事業費の 1/2 を助成。その後は、前年度の除却実績が市町村空家等対策計画に基づく年間目標の 50%超である場合に 1/2、それ以外の場合は補助対象事業費の 1/3 を助成。 （理由） 空き家施策を促進するため定率を補助する。
補助効果	空き家等対策の促進
終期の設定	終期令和 10 年度（予定） （理由） 市町村の空家等対策計画について、令和 3 年度までに全ての市町村が策定済みであるが、計画に基づいた事業実施は令和 10 年度までが一区切りとなるため。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>全市町村において空家特措法（空家等対策計画）に基づき、空き家対策事業が適切に行われている。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H30年度末)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R10)	
					達成率	
① 空家等対策計画更新市町村	0	1	5	6	56(延べ数)	10%
② 補助金を活用した空き家利活用・除却件数	170	279	290	290	2,900 (延べ数)	15.5%

	H30年度	R元年度	R2年度
補助金交付実績	千円	31,818千円	45,732千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>危険な空き家の増加の抑制に向け、県下全地域の空き家の所有者や利活用希望者等が補助制度を利用できるよう、県空家等対策協議会(R2.5.21開催)や関係市町村会議(R2.8月末～9月初に5圏域ごとに開催)を通じ、県補助制度の活用を働きかけた。</p> <p>上記の取り組みに加え、市町村による補助制度の新規創設又は上限額引き上げに対し県の補助率を1/3から1/2へ引き上げる措置を実施した。</p> <p>上記の取り組みの結果、県補助金の活用実績は、R1年度212件(総合整備140件、除却72件)から、R2年度は279件(総合整備140件、除却165件)へと全体約30%の増となり、県補助金を活用した空き家の増加抑制の取り組みが広がりつつある。</p> <p>指標① 目標： <u> 1 </u> 実績： <u> 1 </u> 達成率： <u>100</u>%</p> <p>指標② 目標： <u>290</u> 実績： <u>279</u> 達成率： <u>96</u>%</p>
令和3年度	<p>指標① 目標： <u> </u> 実績： <u> </u> 達成率： <u> </u>%</p>
令和4年度	<p>指標① 目標： <u> </u> 実績： <u> </u> 達成率： <u> </u>%</p>

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない	
(評価) 3	空き家は全国共通の課題であり、令和3年3月に改訂された国の住生活基本計画的にも空家の除却目標が設定された。岐阜県内でも空家が増加し、空家率は15.6%で全国平均の13.6%値より高くなっており、事業の必要性は高い。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり (単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2 : 期待どおりの成果あり (単年度目標100%達成) 1 : 期待どおりの成果が得られていない (単年度目標50~100%) 0 : ほとんど成果が得られていない (単年度目標50%未満)	
(評価) 1	指標①は目標を達成しているが、指標②については、あとわずかに目標に届いていないが、年々目標に近づいている。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている	
(評価) 2	市町村へ補助を行うことにより、効率的に事業が進んでいる。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 空家の抑制のための補助制度はあるが、積極的な活用がなされていない市町村が見受けられるため、どのように活用を促していくかが今後の課題である。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後は、空家の除却の促進に向けて、各市町村が一層積極的に県民(各市町村民)への働きかけをしていく必要がある。そのため、市町村の空家等対策計画を踏まえた除却目標の達成状況や、目標達成に向けた啓発・相談・空き家バンクの活用等の取組状況に応じて県が補助することで、着実に除却が進むよう支援する。
